＜在宅就労支援利用のフローチャート＞

相談

在宅就労を希望する利用者が、就労移行支援・就労継続支援の事業所・計画相談支援事業所等に相談

↓

協議

利用者、事業所、計画相談支援事業所、関係機関において、在宅でのサービスによる支援効果が認められると判断できるか協議

↓

申請

利用者若しくは事業所等が以下の書類を市役所福祉課に提出

- 支給申請書または支給変更申請書　（利用者）
  （市役所福祉課にて記入）
- 在宅就労支援申立書　（事業所及び利用者）
- 在宅就労支援同意書　（事業所及び利用者）
- 個別支援計画書　（事業所）
- サービス等利用計画案　（計画相談支援事業所）

↓

※概ね２週間程度（新規は１か月）

支給決定

上記書類を審査し、在宅でのサービスによる支援効果が認められると判断した場合市が支給決定する。

↓

利用

市役所福祉課から「在宅就労」と記載された受給者証を受取後、在宅就労開始

↓

報告

利用月の翌月15日までに市役所福祉課に以下の書類を提出

- 在宅就労支援評価報告書
- 日報等、支援の実施回数や内容等がわかるもの